

大船渡市国土強靱化地域計画の策定について

- 策定の必要性
- 策定の進め方等
- 策定体制
- 策定スケジュール
- 国土強靱化地域計画の策定状況（ほか）

1 関連する法整備の状況

- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する「**国土強靱化基本法**」が制定（H25.12.11）
 → 国土強靱化の観点から、他の計画の指針

国土強靱化**基本**計画

国土強靱化**地域**計画

国が策定(H26.6.3閣議決定)

県・市等が策定できる

2 令和2年度中に策定する必要性

- 国では、地域の国土強靱化の取組を一層促進するため、地方公共団体が地域計画に基づいて実施する補助金・交付金事業に対して、予算の「**重点化**」「**見える化**」「**要件化**」を実施・検討
- 令和2年度は「重点化（重点配分・優先採択等）」「見える化」が展開。事業対象は46の交付金・補助金
- 令和3年度以降、**地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業**であることを**交付要件**とする「**要件化**」が検討

様々な事業への影響が想定されることから、**令和2年度中を目途として国土強靱化地域計画を策定**

3 基本目標の方向性と計画期間（素案）

○**基本目標**：いかなる大規模災害が発生したとしても、

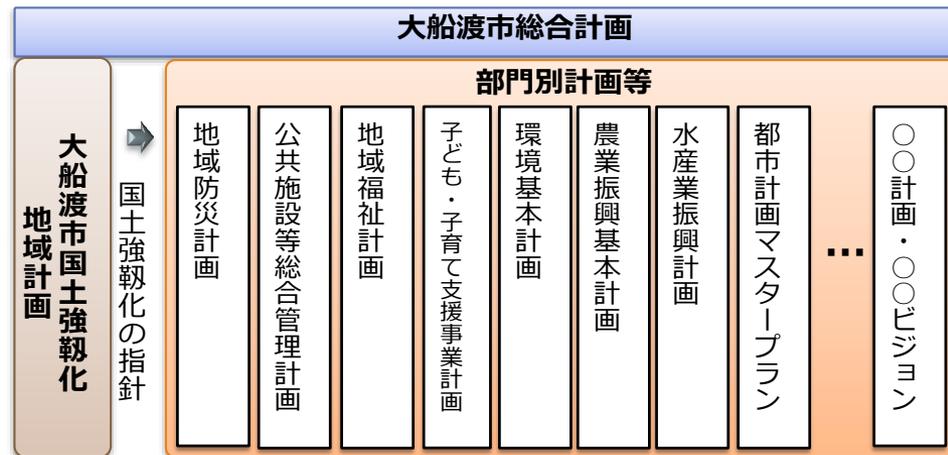
- (1) **人命の保護**が最大限図られること。
- (2) **重要な機能**が致命的な障害を受けずに**維持**されること。
- (3) 住民の財産や公共施設の**被害の最小化**が図られること。
- (4) **迅速な復旧復興**を可能にすること。

強さとしなやかさを持った地域社会の構築に向けた
国土強靱化 = 三陸の地 大船渡の強靱化

○**計画期間**：令和3年度から令和7年度までの5年間
 県地域計画や市総合計画前期基本計画と同じ期間とし、随時見直し

4 位置付けのイメージ

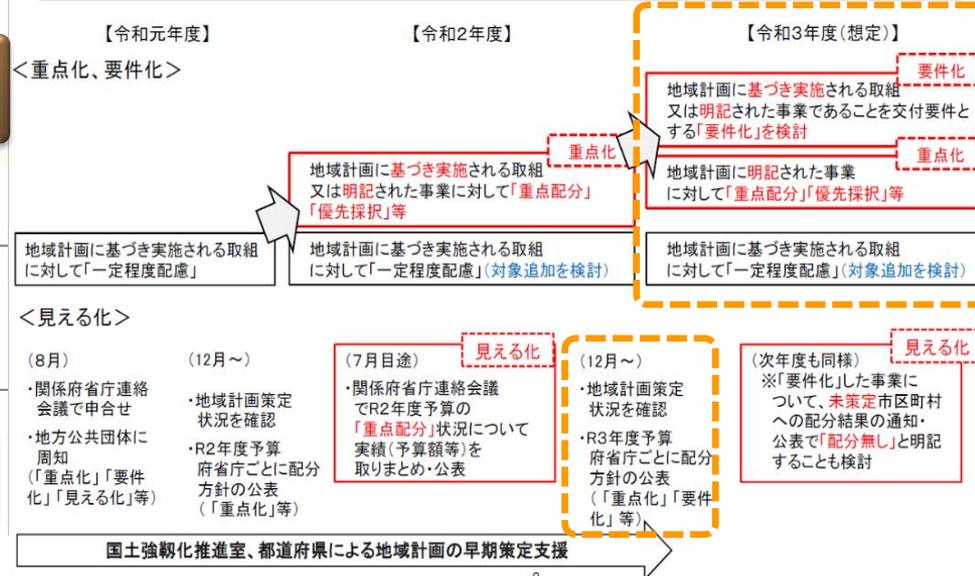
次のとおりとし、国の基本計画や県の地域計画と調和を図る。



(参考) 国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」(イメージ)

国土強靱化

地方公共団体等が実施する国土強靱化関係の補助金・交付金事業に対して、国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等により、地域計画の策定、地域の国土強靱化の取組を一層促進



出典：内閣府

1 基本的な進め方

国や県の国土強靱化基本計画・地域計画との調和を図りながら、次のステップで地域計画を策定

STEP1	地域を強靱化する上での目標の明確化 ①基本目標 ②事前に備えるべき目標 ③基本的な方針
STEP2	リスクシナリオ(最悪の事態)・施策分野の設定 ①自然災害の想定 ②起きてはならない最悪の事態 ③施策分野の設定
STEP3	脆弱性の分析・評価、課題の検討 ①起きてはならない最悪の事態ごとに脆弱性分析 ②脆弱性評価のまとめと、施策分野ごとの整理
STEP4	リスクへの対応方策の検討 ①起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策 ②施策分野ごとの対応方策
STEP5	対応方策についての重点化・優先順位付け ①リスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、重点施策を選定。目標指標による進捗管理

2 国土強靱化の取組を進める3つのメリット

1 被害の縮小、強靱な地域づくり

○どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を小さくでき、迅速に復興

2 施策(事業)スムーズな進捗

○法定計画を策定し、施策(事業)の優先順位を「**対外的に明らかに**」することで、国土強靱化に係る新規・既存の各種の施策(事業)が**より効果的かつスムーズに進捗**

←関係府省庁所管の交付金・補助金による支援も

○部局横断的な取組や進捗管理による、**庁内意識の共有、推進力の出現**

3 地域の持続的な成長、地方創生

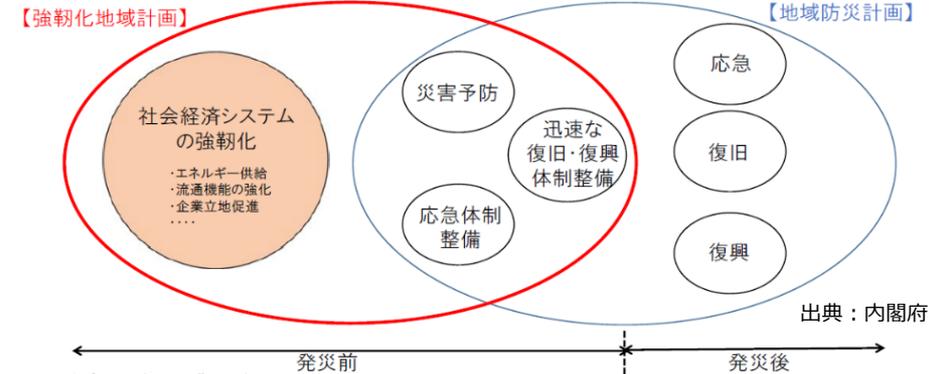
○災害への対応力の向上による地域への安心・安全感の向上によって、**地域の持続的な成長**へ。地域の信頼向上は投資の呼び込みにも

出典：内閣府

3 地域防災計画との違い、防災分野との連携

- ・検討手順や主な対象の局面に違いはあるが、国土強靱化地域計画と地域防災計画は重なる部分あり
- ・国土強靱化地域計画の策定～取組は、地域防災計画に大きく影響することから、**素案検討段階から市防災管理室と緊密に連携**

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—



4 策定体制

防災管理室との連携の下、事務局を企画調整課に置き、次の体制で計画を策定。計画策定後の進捗管理は市防災会議で行う。

〔庁内体制〕

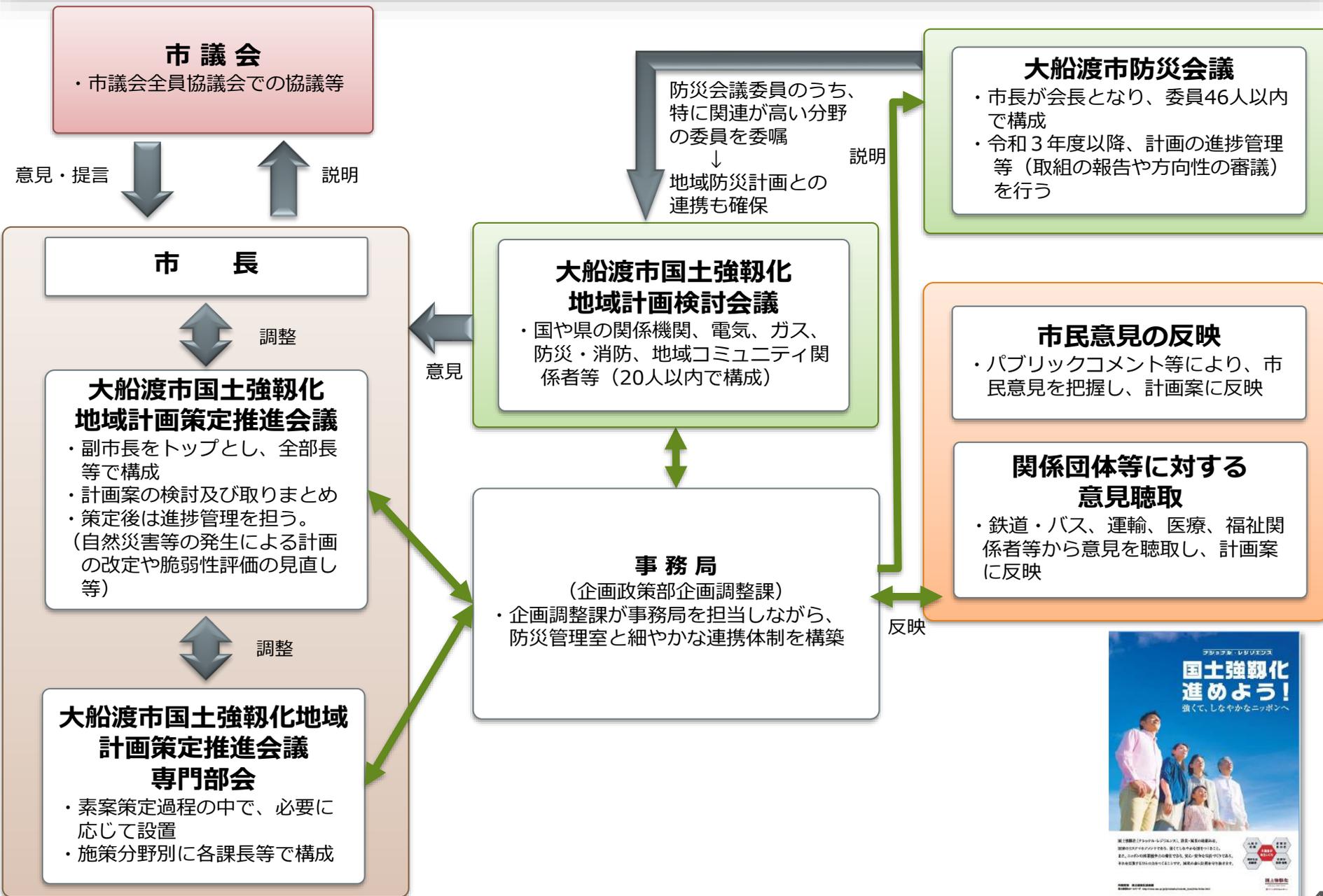
- 大船渡市国土強靱化地域計画策定推進会議
- ・副市長をトップとし、全部長等で構成
- ・策定後は進捗管理を担う組織に移行
- 大船渡市国土強靱化地域計画策定推進会議専門部会
- ・必要に応じて設置
- ・施策分野別に各課長等で構成

〔庁外体制〕

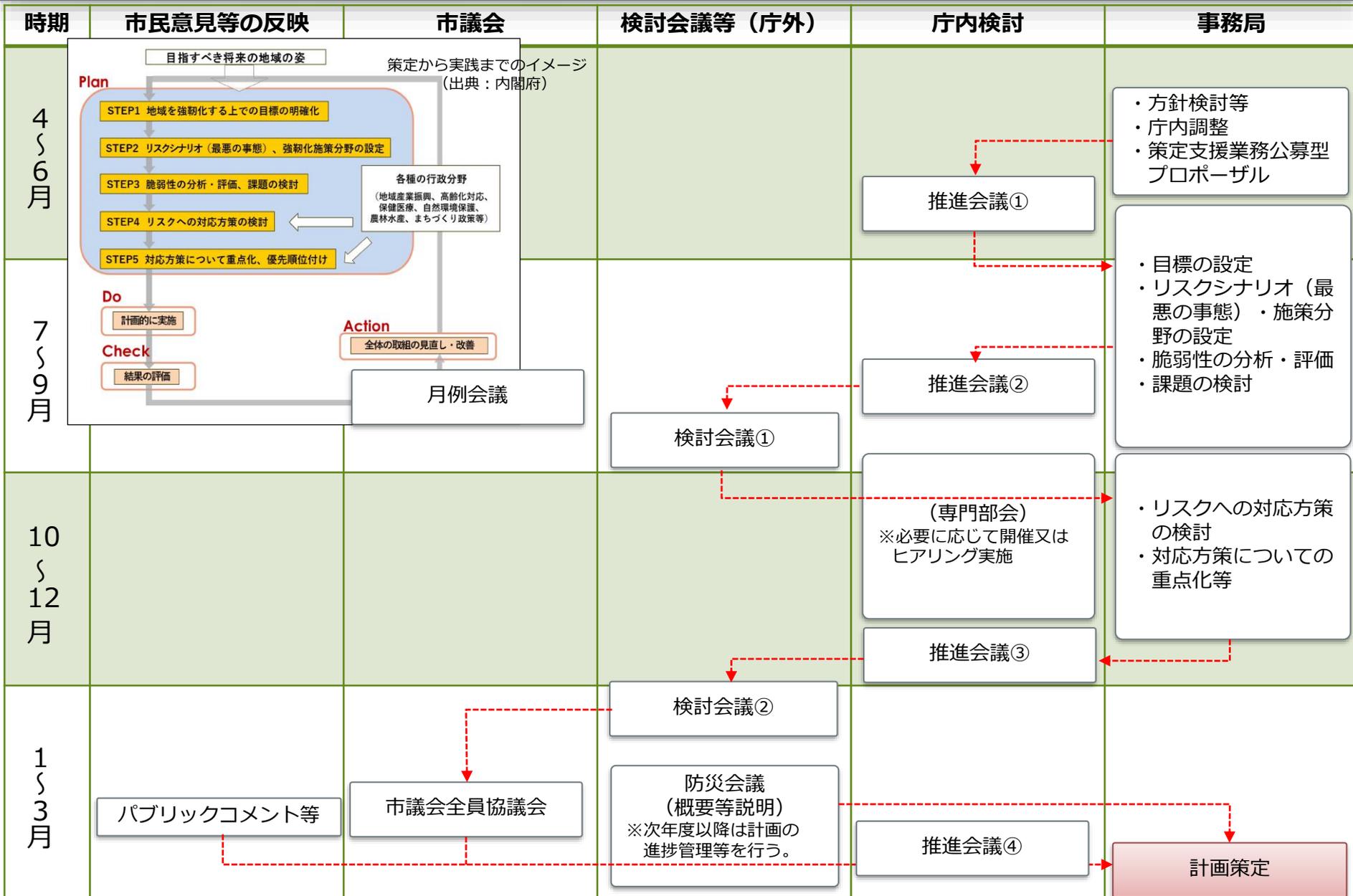
- 大船渡市国土強靱化地域計画検討会議
- ・国や県の関係機関、電気、ガス、防災・消防、地域コミュニティ関係者等（20人以内で構成）

〔市民意見等の反映〕

- パブリックコメント等
- 関係団体等に対する意見聴取
- ・鉄道・バス、運輸、医療、福祉関係者等



「大船渡市国土強靱化地域計画」 策定スケジュール



国土強靱化地域計画の策定状況 ほか

1 国による「重点化」の対象交付金・補助金の例

- 令和2年度は、地方創生整備推進交付金、防災・安全交付金、消防防災施設整備費補助金、鳥獣被害防止総合対策交付金、循環型社会形成推進交付金など9府省庁 **46の交付金・補助金**が対象

令和2年度予算案における国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の支援について

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

趣旨等

- 国土強靱化を有効なものとするためには、国のみならず地方公共団体等を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠。
- 地方公共団体による国土強靱化地域計画の策定及び当該計画に基づく取組等の推進に向けた、政府による支援策の一環としてとりまとめ、公表するもの。

概要

- 関係府省庁の支援方針
地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対し、交付金制度の特性に留意し実効性を考慮しつつ、これまでの「一定程度配慮」に加え、更に重点配分、優先採択等の重点化を行うことにより支援の充実を図る。
支援を講じる交付金・補助金は、別紙に掲げる関係9府省庁所管の46の交付金・補助金。

出典：内閣府

2 大船渡市防災会議の委員構成等

- 市防災会議条例に基づき、地域防災計画の作成や防災に係る重要事項を審議するために設置し、例年1～2月頃に開催

- 国（盛岡地方気象台、釜石海上保安部、東北森林管理局三陸中部森林管理署、大船渡労働基準監督署、東北地方整備局三陸国道事務所等）や、県（大船渡土木センター、大船渡保健所等）、警察、防災、医療、ライフライン、地域コミュニティ関係団体等で構成

3 地域計画の策定状況

- 都道府県は全て策定済み。市区町村では令和2年8月1日現在で562の市区町村が策定済み（32.3%）
- 岩手県内では、宮古市、花巻市、遠野市、一関市、二戸市、滝沢市及び矢巾町の7市町が策定済み。未策定のほとんどの市が本年度中に策定予定

■市区町村の地域計画策定状況

策定済	策定中	策定予定	検討中	策定予定なし
562	577	408	172	22
計 1,741	市区町村			

市区町村名	地域計画策定状況				
	策定済	策定中	策定予定	検討中	策定予定なし
岩手県：盛岡市			○		
岩手県：宮古市	○				
岩手県：大船渡市			○		
岩手県：花巻市	○				
岩手県：北上市		○			
岩手県：久慈市		○			
岩手県：遠野市	○				
岩手県：一関市	○				
岩手県：陸前高田市		○			
岩手県：釜石市		○			
岩手県：二戸市	○				
岩手県：八幡平市		○			
岩手県：奥州市		○			
岩手県：滝沢市	○				

市区町村名	策定期期	直近の改訂時期	策定完了時期（予定含む）	
	※「策定済」市区町村	※「策定済」市区町村	※「策定中」市区町村	※「策定予定」市区町村
岩手県：盛岡市				令和3年3月
岩手県：宮古市	令和2年3月			
岩手県：大船渡市				令和3年3月
岩手県：花巻市	令和2年3月			
岩手県：北上市			令和2年10月	
岩手県：久慈市			令和2年12月	
岩手県：遠野市	令和2年3月			
岩手県：一関市	令和2年3月			
岩手県：陸前高田市			令和2年12月	
岩手県：釜石市			令和3年3月	
岩手県：二戸市	平成30年9月			
岩手県：八幡平市			令和2年9月	
岩手県：奥州市			令和3年2月	
岩手県：滝沢市	令和2年5月			

出典：内閣府